

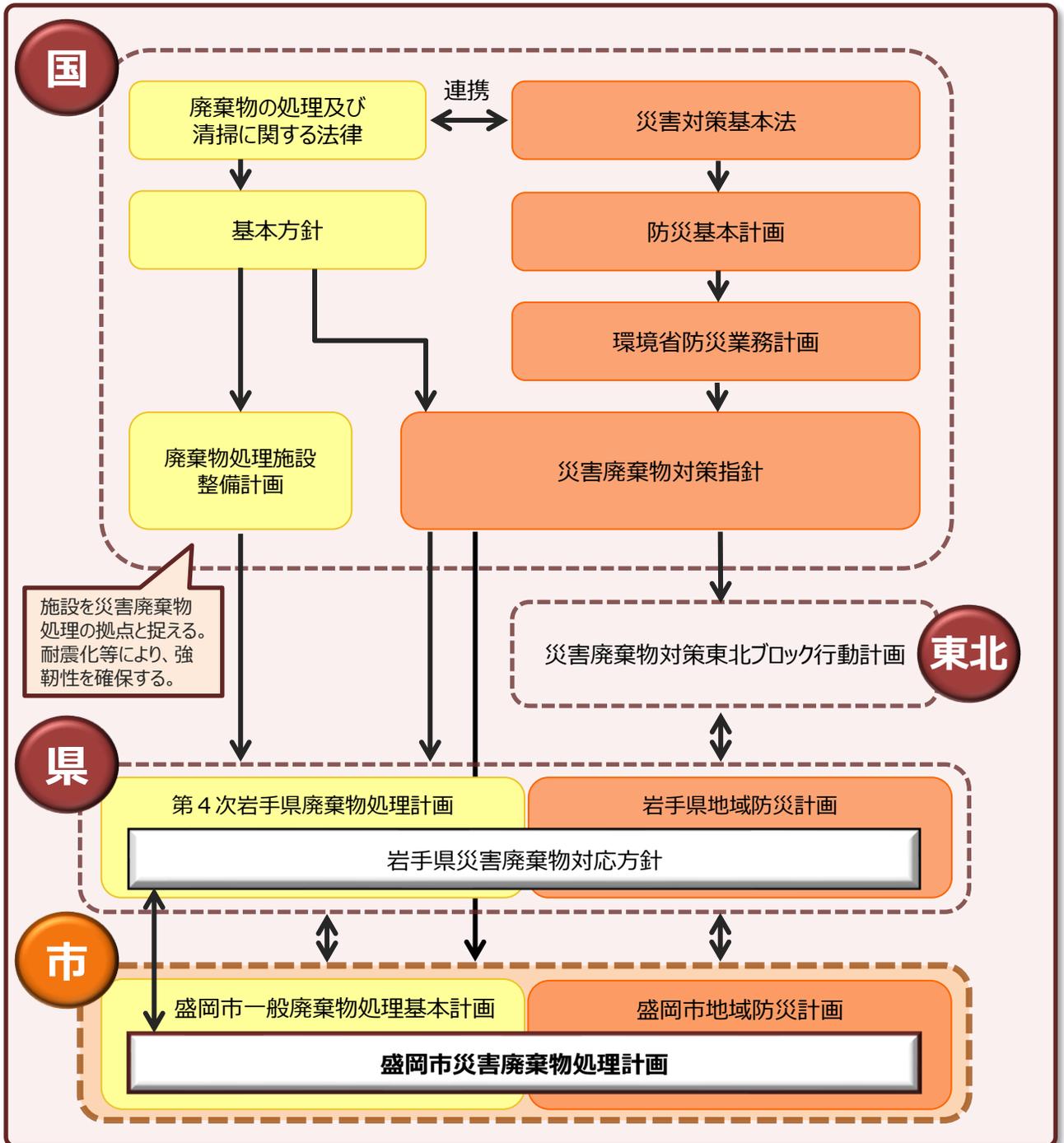
盛岡市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 目的（本編 P 1）

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害時の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的として、盛岡市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を平成30年3月に策定しました。令和5年度には、災害の被害想定の見直し等に基づく改定を行い、さらに、災害廃棄物対策指針の改定に伴う災害廃棄物発生量の推計方法の見直しを踏まえ、本計画の改定を行うものです。

2 位置付け（本編 P 2）

本計画は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」に基づき、「岩手県災害廃棄物対応方針」と連携を図りながら、「盛岡市地域防災計画」及び「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」における災害廃棄物の処理に関する事項を補足するものです。



3 本計画の構成

| 第1章 総則 | 第2章 災害廃棄物対策 | 第3章 計画の見直し |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定の背景及び目的 ② 計画対象区域 ③ 計画の位置付け ④ 対象とする災害 ⑤ 対象とする災害廃棄物 ⑥ 災害発生後の時期区分と特徴 ⑦ 災害廃棄物処理の基本方針 ⑧ 各主体の役割 ⑨ 一般廃棄物処理施設等 ⑩ 災害時の相互支援体制 ⑪ 災害ボランティアとの連携 ⑫ 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置手続き ⑬ 職員の適応能力の向上に向けた教育訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ① 組織・配置体制 ② 情報収集・記録 ③ 広報・各種相談 ④ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ⑤ 処理スケジュール ⑥ 避難所等で発生する廃棄物の処理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 避難所ごみ・生活ごみ・し尿等 </div> ⑦ 災害により発生する廃棄物の処理 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 収集運搬 / 仮置場 / 破碎・選別 再生利用 / 焼却処理 / 最終処分 特別な対応・配慮が必要な廃棄物 環境対策/損壊家屋等の撤去 等 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ① 見直しの必要性 ② 計画の点検・更新 |

4 対象とする災害（本編P3～4、P35～38）

| 対象とする災害 | 設定条件 | 設定条件の内容 |
|---------|--------------|--|
| 地震災害 | 想定地震 | 北上低地西縁断層帯型地震(内陸活断層による地震) |
| | 想定マグニチュード | 7.8(想定最大震度7) |
| | 発生時季 | 季節:冬、時刻:夕方 |
| | 災害廃棄物発生量(推計) | 211,788 t |
| 水害 | 想定水害(想定降雨量) | 明治橋地点上流域(約2,200km ²)で313mm/2日間 狐禅寺地点上流域(約7,100km ²)で264mm/2日間 船田橋地点上流域(約1,200km ²)で412mm/2日間 |
| | 災害廃棄物発生量(推計) | 1,204,858 t |

5 対象とする災害廃棄物（本編P5）

| 廃棄物の区分 | 廃棄物の種類（例示） |
|--------------|--|
| 避難所等で発生する廃棄物 | 日常生活から発生するごみ(避難所ごみを含む。)及びし尿等 |
| 災害により発生する廃棄物 | 可燃物、木くず、畳・布団、不燃物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電(4品目)、小型家電、腐敗性廃棄物、適正処理困難物 |

6 処理の基本方針（本編P7）

衛生的かつ迅速な処理

被災地域の環境衛生を確保し、及び復旧・復興を推進する観点から、災害廃棄物を迅速に処理します。

計画的な処理の推進

初期期・応急対応期・復旧復興期のそれぞれの状況を踏まえながら処理体制を構築し、処理を推進します。

環境・安全に配慮した処理

周辺環境に配慮するとともに、作業上の安全を確保しながら、適切な処理を行います。

リサイクルの推進

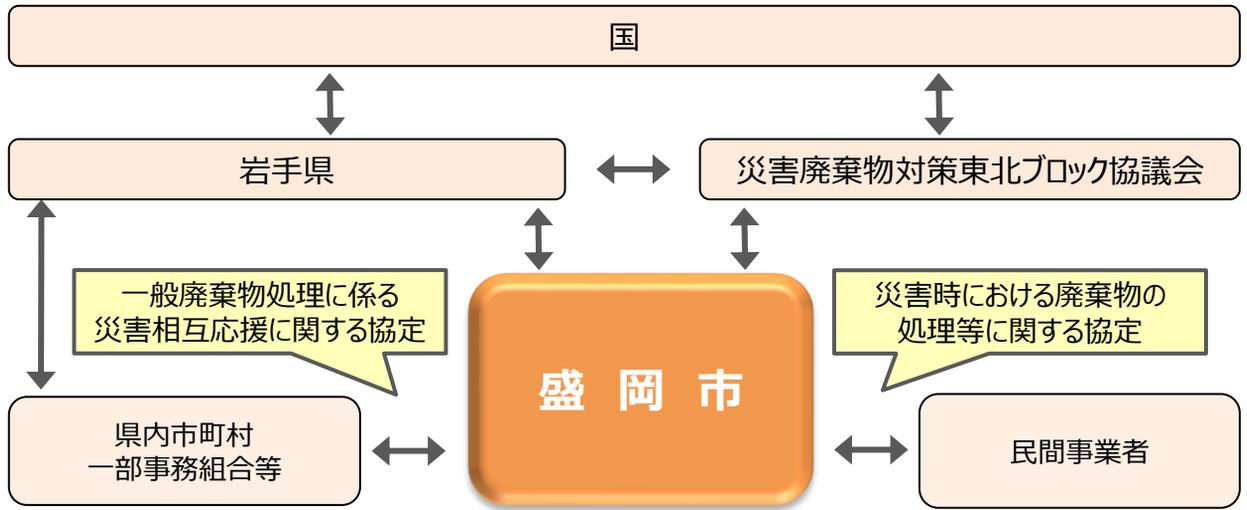
できる限り分別を行い、リサイクルを推進し、中間処理量・最終処分量の低減を図ります。

連携した処理の推進

岩手県、県内自治体及び民間事業者と相互に協力し、処理を行います。

7 相互支援体制の整備（本編 P 12～13）

大規模災害に伴う大量の廃棄物が迅速かつ適切に処理されるよう、平常時から県・市町村・関係団体間での相互支援体制を構築します。災害発生後は、被害の規模に応じて、県や他の市町村、民間事業者等との連携による処理を検討します。



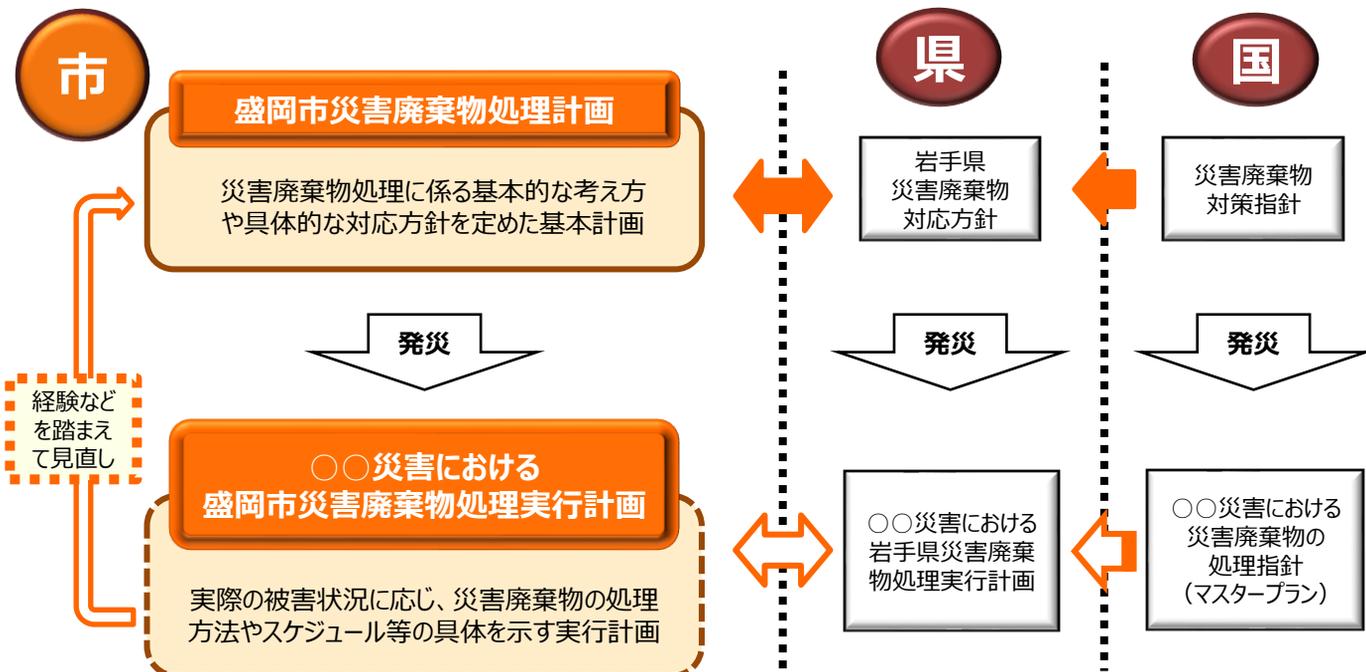
8 組織・配備体制（本編 P 19～21）

災害廃棄物処理責任者の統轄の下、次の業務別担当を置き、組織的に対応します。また、道路、河川等の障害物の除去に伴う廃棄物の処理に関し、関係部署と連携し対応します。



9 災害廃棄物処理実行計画（本編 P 26～27）

災害廃棄物処理実行計画は、災害発生後に国が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を踏まえ、被害状況に応じた災害廃棄物の具体的な処理方法を定めるものです。



10 災害発生後の時期区分と特徴（本編 P 6）

災害発生後は、初動期、応急対応期、復旧・復興期の各段階において、被災状況や地域特性に応じた災害廃棄物の処理を実施します。

| 時期区分 | | 時期区分の特徴 | 時間の目安 |
|--------|---------------|--|--------|
| 災害応急対応 | 初動期 | 人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う) | 発災後3日間 |
| | 応急対応期 (前半) | 避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間) | ～3週間程度 |
| | 応急対応期 (後半) | 人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間) | ～3か月程度 |
| 復旧・復興期 | | 避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間) | ～3年程度 |

11 災害発生後の業務概要（本編 P 28）

災害発生後の応急対策業務及び災害廃棄物処理業務は、おおむね次のとおりです。
災害廃棄物処理業務については、進捗状況によって実施内容を判断します。

| | | 初動期 | 応急対応期（前半） | 応急対応期（後半） | 復旧・復興期 |
|------------------------|------|---|----------------------|-----------|-----------------------|
| | | 発災後3日間程度 | 発災後3週間程度 | 発災後3ヶ月程度 | 発災後3年程度 |
| 組織・配備体制 | P19～ | 組織・配備体制の構築 | 関係機関への支援要請 | | |
| 情報収集・記録 | P22～ | 被災情報の把握、被害状況の調査 | | | 復旧状況の把握 |
| 相談窓口の設置 住民への広報等 | P24～ | 各種相談窓口の設置、住民等への啓発・広報 | | | |
| 実行計画等 | P26～ | 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計 処理スケジュール・フローの検討、実行計画の策定 | | | 状況に応じた スケジュール等の見直し |
| 避難所ごみ 生活ごみ | P29～ | 排出方法の検討、収集運搬体制の構築 | | | |
| し尿等 (仮設トイレ) | P31～ | 仮設トイレの確保・設置・管理、し尿等の収集・処理 | | | 仮設トイレ等の撤去 |
| 収集運搬 | P40～ | 収集運搬体制の構築、収集運搬ルートの確保 | | | |
| 仮置場 | P41～ | 仮置場の選定 | | 仮置場の管理・撤去 | |
| 破碎・選別 再生利用 焼却処理 | P47～ | 中間処理体制の構築 | | | 再生利用・最終処分 |
| 特別な対応・配慮 が必要な廃棄物 | P51～ | 有害廃棄物等への配慮 | 腐敗性廃棄物等の優先処理、処理先の確保 | | 処理困難物等の処理 |
| 環境対策 | P55～ | 環境モニタリングの実施 | | | |
| 損壊家屋等の撤去 (必要に応じて解体) | P57～ | 実施体制の構築 | 受付、撤去（必要に応じて解体）工事の実施 | | |